

岩手県告示第268号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成28年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 海岸名 岩手県三陸北沿岸宿漁港海岸崎山地区海岸

2 指定区域 次の基点1から基点20までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点20と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度41分29秒31906、東経141度57分57秒94348
- 基点2 北緯39度41分29秒22681、東経141度57分57秒95125
- 基点3 北緯39度41分28秒93151、東経141度57分57秒97607
- 基点4 北緯39度41分28秒76973、東経141度57分58秒07032
- 基点5 北緯39度41分23秒52362、東経141度57分56秒55336
- 基点6 北緯39度41分23秒15564、東経141度57分57秒27829
- 基点7 北緯39度41分22秒98414、東経141度57分56秒32933
- 基点8 北緯39度41分22秒37218、東経141度57分56秒67361
- 基点9 北緯39度41分22秒33845、東経141度57分58秒16860
- 基点10 北緯39度41分22秒65340、東経141度57分57秒51043
- 基点11 北緯39度41分23秒03552、東経141度57分57秒52323
- 基点12 北緯39度41分27秒83470、東経141度57分58秒98424
- 基点13 北緯39度41分28秒28314、東経141度57分59秒57729
- 基点14 北緯39度41分28秒44411、東経141度57分59秒73825
- 基点15 北緯39度41分28秒65869、東経141度57分59秒65692
- 基点16 北緯39度41分29秒05913、東経141度57分59秒41960
- 基点17 北緯39度41分29秒45233、東経141度57分59秒17376
- 基点18 北緯39度41分29秒59606、東経141度57分58秒80358
- 基点19 北緯39度41分29秒60011、東経141度57分58秒67117
- 基点20 北緯39度41分29秒46231、東経141度57分58秒16420

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センターに備えておいて縦覧に供する。